

高齢者虐待防止対策について

平成21年6月1日
厚生労働省

高齢者虐待防止法の概要

※ 平成18年4月1日施行

I 総則

- 高齢者虐待の定義の明確化
- 国及び地方公共団体、国民の責務

II 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援

- 市町村による相談、指導、助言
- 養護者による高齢者虐待に係る通報(義務)
- 通報等を受けた場合に市町村がとるべき措置

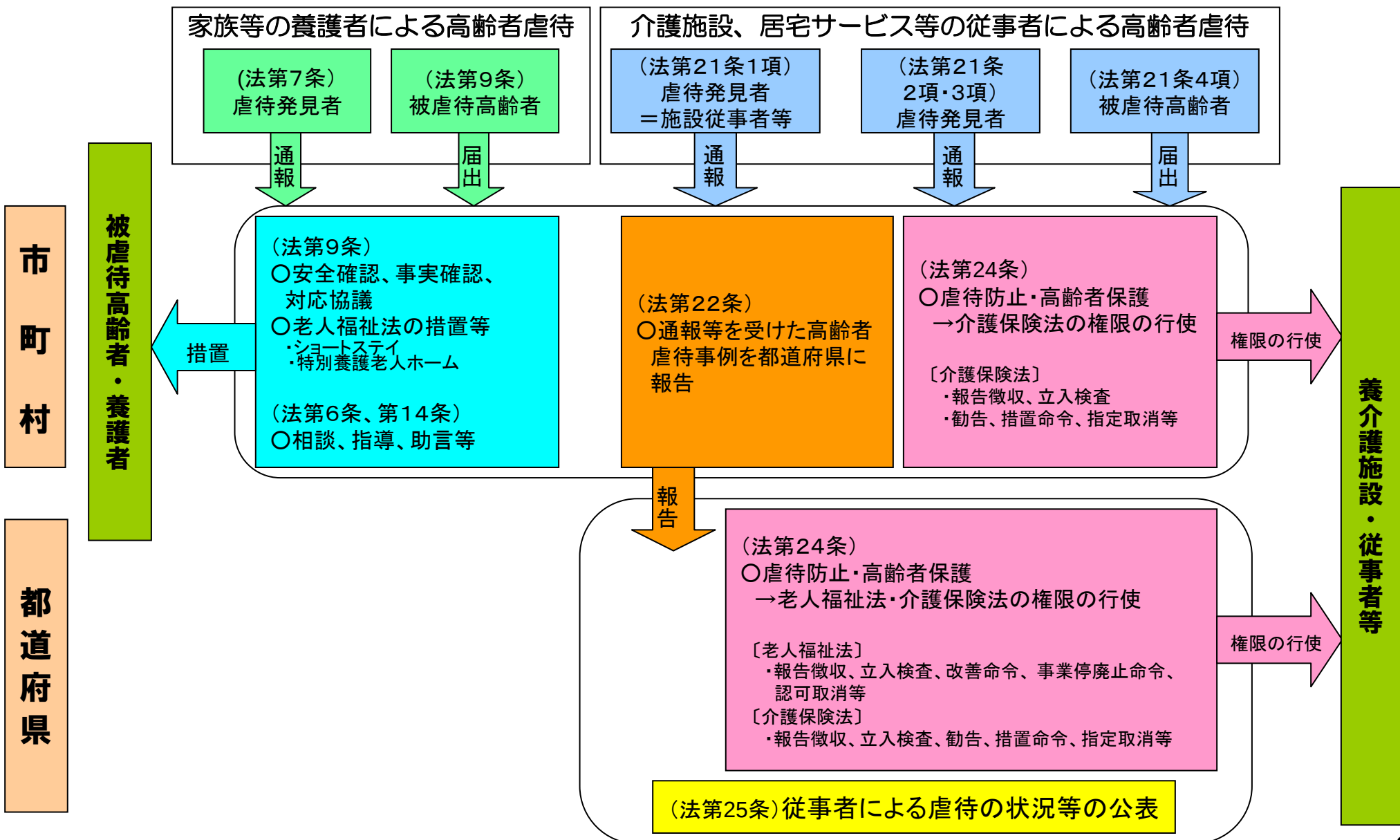
III 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止

- 養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る市町村への通報義務
- 通報を受けた市町村から施設等を担当する都道府県への報告
- 虐待防止・高齢者保護のための老人福祉法・介護保険法による指導監督権限の適切な行使

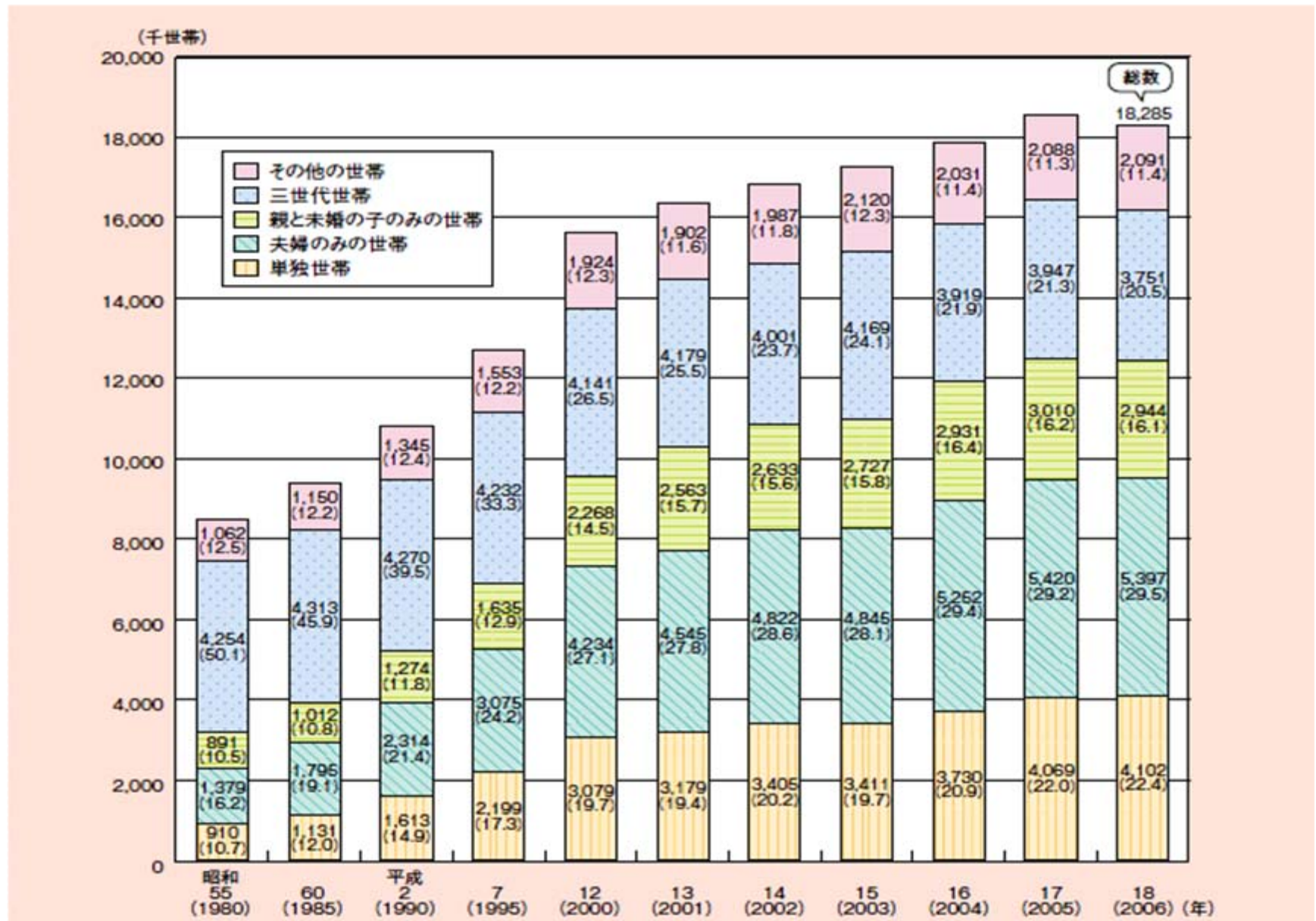
IV その他

- 国による調査研究
- 第三者による財産上の不当取引による被害の防止
- 国・地方公共団体による成年後見制度の利用促進

高齢者虐待防止法に基づく通報、対応等について



65歳以上の者のいる世帯数及び構成割合



平成19年度における虐待防止法に基づく対応状況等

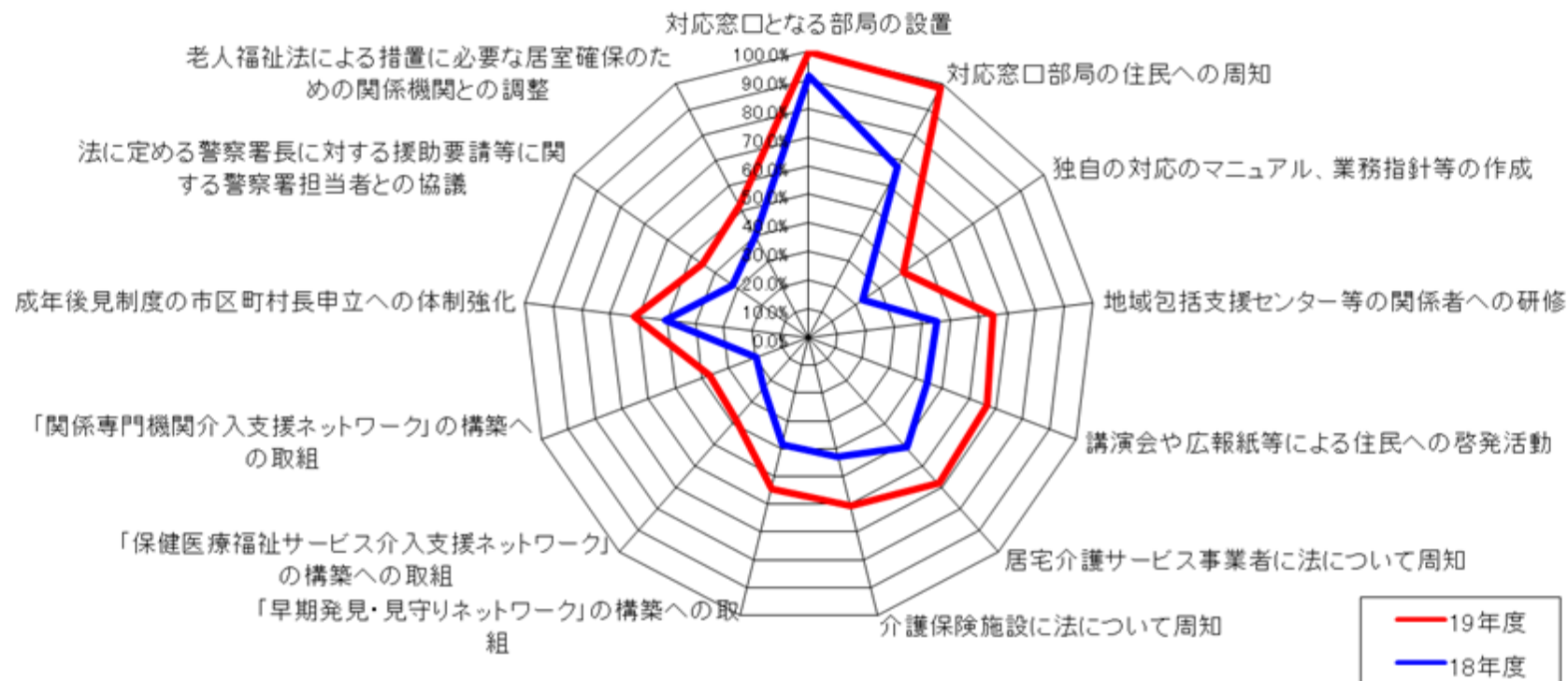
	養介護施設従事者等によるもの		養護者によるもの	
	相談・通報件数	虐待判断件数	相談・通報件数	虐待判断件数
19年度	379件	62件	19,971件	13,273件
18年度	273件	54件	18,390件	12,569件
増減 (増減率)	106件 (38.8%)	8件 (14.8%)	1,581件 (8.6%)	704件 (5.6%)

○養護者による虐待の特徴

- ・虐待種別では、身体的虐待が64%、次いで心理的虐待が38%。
- ・性別、年齢では、女性が77%、80～89歳が40%。
- ・世帯構成では、子と同一世帯が、64%。虐待者は息子が41%、夫が16%の順。
- ・要介護認定を受けた者は、全体の69%。
- ・認知症日常生活自立度Ⅱ以上は、全体の45%

○市町村における体制整備の状況

- ・対応窓口の設置、周知がほぼ100%となった。
- ・その他の取組も18年度に比べて取組が向上。
- ・独自の対応マニュアル、業務指針等の作成や、ネットワークへの取組が低い状況。



高齢者虐待防止ネットワーク構築の例

